

## BOI 日本事務所より情報提供

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、タイ投資委員会 (BOI) は、タイへの投資を支援するタイ政府首相府傘下の投資誘致機関として東京、大阪の事務所にて日常的に情報提供、投資相談を承っております。セミナー開催等を通じた直接の情報提供を今しばらく自粛すべき状況を鑑みまして、今後 4 回にわたり、メールマガジンなど協力機関の媒体を活用させていただきながら、企業の皆様に最新のタイの投資環境を伝える情報便をお届け致したいかと存じます。各社状況が異なることと存じますが、ぜひ今後の進出・拡大投資の検討材料として、同情報便をご活用いただければ幸いです。

### 第一便

#### タイトル：

タイ投資委員会 (BOI) は直近の大型投資を促進する目的で  
「タイランド・プラス・プラス」の恩典を承認  
追加恩典が受けられる今が大型投資のチャンス！

**今が…大型投資のチャンス!**  
**BOI 特別パッケージの Thailand Plus Plus**

**฿** 2020年内に5億バーツ以上の投資を実施  
-または-  
2021年内に10億バーツ以上の投資を実施  
(以上は土地代と運転資金を除く)

**📋** グループA1、A2、およびA3の製造業およびサービス業が対象

基本免税期間終了後  
さらに  
**5年間**  
**50%**  
減税

詳しくは

2019年1月2日から  
2020年12月30日までに  
申請された事業に適用

QRコード

#boinews | BOI News | BOI News | Think Asia, Invest Thailand | [www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)

### 要旨：

タイ投資委員会（BOI）は、投資奨励業種表において A1 グループ、A2 グループ、A3 グループ事業として指定され、法人所得税免除の恩典が 5～8 年間付与される ターゲット産業を対象に、下記の条件を満たす大型プロジェクトに追加で恩典を付与します。

※但し、航空輸送事業、海上輸送事業など事業所のない事業、および特別経済開発区に立地する業種 2.17、6.15、6.16、6.17、7.24 は除きます。

### 一般投資奨励対象業種表：

タイ投資委員会（BOI）ガイド 2019 年版内

[https://www.boi.go.th/upload/content/A\\_Guide\\_2019\\_JP.pdf](https://www.boi.go.th/upload/content/A_Guide_2019_JP.pdf)

### 条件：

- 仏暦 2562 年（2019 年）1 月 2 日～仏暦 2563 年（2020 年）12 月 30 日までの間に奨励申請書を提出すること。
- 2020 年 2 月 6 日から 2020 年 12 月 30 日までに 5 億バーツ以上（土地代と運転資金を除く）の投資を実施するか、または 2020 年 2 月 6 日から 2021 年 12 月 30 日までに 10 億バーツ以上（土地代と運転資金を除く）の投資を実施すること。
- インベストメント・イヤーの投資促進措置または投資加速措置に基づく被奨励プロジェクトが当該条件に合致する場合は、本措置に基づく恩典を申請するために証拠を提示することができる。
- 機械輸入期間の延長は認められないが、操業期限の延長は検討の余地がある。
- 仏暦 2565 年（2022 年）6 月の最終営業日までに所定の書式により投資済み投資証拠を提出すること。

### 恩典：

法人所得税免除期間終了後、追加で 5 年間にわたり法人所得税を 50%減税

※この他の基本的な恩典としては、プロジェクトに使用する機械輸入税の免除や輸出用製品に使用される原材料輸入税の免除、土地の所有権の付与や外国人のビザと就労許可取得の円滑化があります。

### BOI 布告：

[https://www.boi.go.th/upload/content/No3\\_2563JP.pdf](https://www.boi.go.th/upload/content/No3_2563JP.pdf)

### BOI のホームページ：

<https://www.boi.go.th/ja/index/>

**お問い合わせ先：**

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がおありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会（BOI）東京事務所またはタイ投資委員会（BOI）大阪事務所までご連絡を頂ければと存じます。

**BOI 東京事務所**

タイ王国大使館経済・投資事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト 8 階

Tel. : 03 3582 1806

E-mail : [tyo@boi.go.th](mailto:tyo@boi.go.th)

**BOI 大阪事務所**

タイ王国大阪総領事館

〒541-0056 大阪府大阪市中央区 久太郎町 1-9-16

バンコク銀行ビル 7 階

※BOI 大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国

Tel. : 06 6271 1395

E-mail : [osaka@boi.go.th](mailto:osaka@boi.go.th)

\*\*\*\*\*